

## 令和元年度

# 地域歳末たすけあい〔見舞金贈呈〕のお知らせ

町民の皆様や団体等から寄せられた歳末たすけあい募金から、対象者で支援を必要としている方々に見舞金を贈呈する事業のお知らせです。

**※見舞金を希望する方は、申請が必要です。**

### 【対象者】

町内に住所を有する方（施設入所者は除く。）で、次の①～④のいずれかに該当し、見舞金を希望する方（世帯）に贈呈します。

ただし、生活保護世帯は除きます。

- ①就学援助を受けている世帯
- ②生計中心者が病気療養又は失業のため支援を必要としている世帯若しくは住宅火災等の被災を受けて支援を必要としている世帯
- ③75歳以上の高齢者のみの世帯で、昨年の総収入が1人当たり80万円以下で支援を必要としている世帯
- ④過去に生活保護を受給し、保護廃止になって1年未満の世帯

**【申請期間】 令和元年10月16日(水)～11月21日(木)**

### 【申請方法】

申請書（このお知らせの裏面）に必要な事項を記入のうえ、地域の担当民生委員さんへ提出してください。担当民生委員さんがわからない場合は、神川町役場町民福祉課又は社会福祉協議会に確認してください。

### 【添付書類等】(対象者である証明書類等)

- ①の対象者は就学援助の決定通知書の写し
- ②の対象者は担当民生委員の意見（申請書の意見欄に記入）
- ③の対象者は申請書の委任状欄を記入

社会福祉協議会から神川町役場税務課へ所得証明書の交付を依頼するため、必ず申請書の委任状欄に世帯全員が署名・押印してください。

**※注意** 平成31年1月1日現在の住所が神川町以外の場合は、神川町役場税務課では所得証明書が取得できません。申請者本人が、平成31年1月1日現在の住所地で世帯全員分の所得証明書を取得して申請書に添付してください。

- ④の対象者は保護廃止決定通知書の写し

### 【見舞金非該当】

申請書及び添付書類等を調査した結果、対象者に該当しないとき、又は対象者であることが確認できなかった場合には通知でお知らせします。

### 【見舞金の額】

今年度の募金額と申請件数を考慮し、歳末たすけあい募金配分検討委員会で決定します。

### 【見舞金の配布期間】

12月16日(月)～12月27日(金) ※民生委員さんが配布します。

【問合せ】神川町社会福祉協議会 電話：0495-74-1188